

令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業
企画提案要領

1 業務の名称

令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業

2 業務の趣旨・目的

県内のインバウンドに取り組むパートナー施設を対象とした研修会を開催し、インバウンド受入環境の整備を行う。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含まない（提案者の負担とする。）。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・国内に事業所を置く事業者であること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

- (1) 参加申込 令和7年12月3日（水）午後5時 必着
※詳細は、下記8のとおり
- (2) 質問受付 令和7年12月5日（金）午後5時まで
※詳細は、下記9のとおり
- (3) 応募期限 令和7年12月12日（金）午後5時 必着
※詳細は、下記10のとおり
- (4) 審査 令和7年12月15日（月）～12月19日（金）
※詳細は、下記11のとおり
- (5) 結果発表 令和7年12月下旬

8 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1）」をメールにて提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年12月3日（水）午後5時 必着

- (2) 提出先 Email : kankouka@pref.gunma.lg.jp
群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係
※Email 件名を「【参加申込】令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業」としてください。
※Eメールにより参加申込を提出した後は以下まで必ず連絡願います。
(電話) 027-226-3384 (直通)

9 質問受付

- 次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。
- (1) 受付期間 令和7年12月5日(金)午後5時まで
(2) 質問様式 質問様式(様式2)による。
(3) 質問方法 Eメールによる。
Email : kankouka@pref.gunma.lg.jp
※Email 件名を「【質問事項】令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業」としてください。
※Eメールにより質問を提出した後は以下まで必ず連絡願います。
(電話) 027-226-3384 (直通)
- (4) 提出先 群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係
(5) その他 質問に対する回答は、12月10日(水)までに質問者及び参加申込の意思表示があった業者へ、Eメールで回答します。

10 応募の手続き等

- (1) 提出書類
- | | |
|--|----|
| ア 企画提案書表紙(様式3) | 1部 |
| イ 企画提案書本体(任意様式) | 1部 |
| ウ 業務実施体制(様式4) | 1部 |
| エ 作業工程(任意様式) | 1部 |
| オ 費用見積書(任意様式) | 1部 |
| 宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。 | |
| カ 会社概要(パンフレット等) | 1部 |
| キ 法人登記簿謄本(※) | 1部 |
| ク 決算書(※) | 1部 |
| ケ 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式5)(※) | 1部 |
| コ その他資料(適宜) | |
- ※印の付いた書類については、「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。
- (2) 提出方法・提出期限
- ア 提出方法 Eメールによる。
Email : kankouka@pref.gunma.lg.jp
- イ 提出期限 令和7年12月12日(金)午後5時必着
- (3) 提出先
- 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県産業経済部戦略セールス局観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係
※Email 件名を「【提出書類】令和7年度群馬県インバウンド受入環境整備のための研修会事業」としてください。
※Eメールにより提出した後は以下まで必ず連絡願います。
(電話) 027-226-3384 (直通)
- (4) その他注意事項
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することができます。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡いただくとともに、その旨を書面にて提出願います。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象となりません。

11 番査

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、受託の優先交渉者を決定します。

なお、審査結果は、令和7年12月下旬を目途に、応募者全てに文書により通知します。

(審査基準)

- ・趣旨・目的の理解に関する事（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関する事（企画力、実現性・具体性、構成内容、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関する事（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、事業実績）
- ・積算に関する事（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

12 契約

- ・上記11において選定された者を事業の委託契約候補者とします。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。